

G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル

プライバシーの優先による責任あるイノベーションの推進及び子どもの保護に関する声明

2025年6月19日

1. 2024年10月のローマでのG7 データ保護・プライバシー機関による行動計画の採択及び「信頼性を強化し、プライバシー及びデータ保護を尊重する方法で、先端技術の開発及び利用を引き続き促進する」というコミットメントを受け、我々、G7 データ保護・プライバシー機関（G7 DPA）¹は、新技術の設計と使用においてプライバシーを優先することにより、責任あるイノベーションを支援し、オンライン上で子どもを保護する方法について議論するために会合した。
2. 我々は間違いなく、データが主導するイノベーションの重要な時代にいる。こうしたイノベーションは経済的及び公的な利益をもたらす。しかしながら、イノベーションに信頼が伴わない場合、イノベーションの価値の多くが危険にさらされる可能性がある。信頼は、新技術やサービスの設計に安全性及びプライバシーを組み込み、ユーザーである子どもの最善の利益を考慮した特別な保護措置を講じることで、創出及び維持される。これこそが、我々G7 DPA が支持する「責任あるイノベーション」である。
3. プライバシーは、責任あるイノベーションに関し、相互に利益をもたらす二重の役割を果たす。すなわち個人の自由、尊厳、自律の前提条件であり、新技術の開発者によって認識され、尊重され、推進されるとき、責任あるイノベーションを可能にするものである。個人が、自分のデータが適切に保護され、合法的かつ責任ある使用がなされていることを確信できるときに、信頼は存在する。信頼が存在するところにおいて、イノベーションは受け入れられる。
4. 我々、G7 DPA は、新技術の設計、開発及び導入において、潜在的なデータ保護・プライバシーの問題を特定し、対処することによりプライバシーを優先することは、単に法的義務の遵守にとどまるものではないことを強調する。プライバシーの優先は、経済的成功及び社会的成長をも牽引するものである。

市場における信任と個人の信頼を得るためのプライバシー優先

5. デジタル世界における安心を支えるためには、個人からみて自らの適用され得る権利、合理的期待及び全ての適用され得る規制要件が尊重されていることがわかる必要がある。こうした信頼が伴わない場合、個人はだまされたと感じたり、革新的な製品やサービスに対して警戒心を抱き、関与をためらう可能性がある。

¹ G7 DPA ラウンドテーブルにおいては、メリッサ・ホリヨーク委員が、米国連邦取引委員会を代表したが、本声明は委員会全体での採決を経たものではない。

6. 個人の合理的な期待及び適用され得る権利が満たされることを確保するために、事業者は製品設計の初期段階からプライバシー及びデータ保護を考慮すべきである。このような考慮には、適切な安全保護措置が講じられていることの確認、技術やサービスにおいてどのような個人データが必要か、またはそもそも必要かどうかの検討、そして情報処理がその製品やサービスの性質から、個人が合理的に期待する内容と異なる可能性がある場合には、個人に対して明確で意味のある選択肢を提供することが含まれる。
7. 個人は、端末やサービスの利用に関連するデータ処理について、特にそれが合理的な期待と異なる場合には、明確に知らされるべきである。この明確さは、正直で透明性のあるコミュニケーションによって提供されるべきであり、ユーザーが過度に複雑なプライバシーポリシーを読んだり、利用可能な管理方法を探すために端末の設定をくまなく検索することを必要としてはならない。
8. 新技術やサービスの設計、開発及び導入において、プライバシーが優先されていることが個人にとって明確であれば、信頼が生まれ、利用の可能性が高まる。他方、プライバシー、消費者の合理的な期待及び適用され得る権利が考慮されない場合は、データ侵害や技術の不適切な使用につながる。また、個人が自分の権利を容易に行使できなかったり、利用可能な選択肢の中から自由に選ばなかった場合には、市場における事業者の地位は危険にさらされ得る。
9. 技術のライフサイクル全体、つまり設計から開発、導入に至るまでプライバシーを優先することにより、事業者はイノベーションを開花させ、市場機会を捉え、無駄なコストをかけずにそれを実現することができる。

プライバシーを優先して子どもを守る

10. プライバシーを優先することは、利害関係者にとって経済的及び公的な利益をもたらすものであると同時に、特にオンライン上での子どもの保護が重要である。G7 諸国の子どもたちの間で、インターネットや新技術の利用はほぼあらゆる場面において普及している。調査によると、圧倒的多数の十代の若者がスマートフォンを所有しているか、定期的にアクセスできることが判明している。さらに、現在の子どもたちの世代は、人工知能の強い影響を受けて育つ最初の世代となる。
11. 子どもが使用する又は子どもに影響を与える新技術の設計、開発及び導入は、特にそれらの技術による個人データの処理に関して、重要な影響を及ぼすこととなる。現代技術の社会で育ったとはいえ、子どもたちは依然としてそれらに関連する弊害に対して特に脆弱である。子どもたちは詐欺的なデザインによる影響を受けやすく、又は自分の権利や特定のデータ処理の結果を理解しないかもしれず、このことは、子どもたちのオンライン上の

活動を安全なものとする慎重なデザインの必要性を強調するものである。こどもたちは積極的なデジタル市民でありたいと望み、かつそのような市民となる権利を有しており、児童の最善の利益を考慮した、またデジタル世界に完全に参加できるような、テイラーメイドされた強力なプライバシー保護を受けるに値する。

12. 多くの法域では、技術によってこどもは大人とは異なる影響を受け得ること、プライバシー関連の問題により影響される更に大きなリスクにさらされ得ること及びそれゆえに特別な保護が必要であることが認識されている。例えば、G7 諸国の各法域では、少なくとも一部のこどもの情報処理に関して保護者の同意が必要とされている。「デジタル環境の子どもに関する OECD 勧告」²も、デジタル環境において児童の最善の利益を考慮し、年齢に応じた安全性のある設計を実施することの重要性を確認している。国際的な合意である、国連総会により採択された「児童の権利に関する条約」³もまた、児童の最善の利益という概念を導入している。この概念は、こどもの福祉と権利が、直接的又は間接的にこどもに関わる決定や行動において、最優先で考慮されるべきものであることを要求する。
13. プライバシーの文脈では、ユーザーがこどもであることが分かっている場合の追跡機能を停止又は制限すること、サービスを利用するこどもの年齢に応じてプライバシーの取り扱いを明確かつアクセスしやすい方法でこどもやその保護者に伝えること、製品やサービスに操作的又は詐欺的なデザインやこどもに貧弱なプライバシーに関する決定をさせたり、弊害のある行動へ誘導するよう影響する誘因を含めないこと、こどもによる不適切なプライバシー決定や弊害のある行動を防ぐこと、こどもの視点や経験を特に考慮するようプライバシー影響評価を調整すること、また特定の情報処理に対して保護者の同意を得ることなどを意味し得る。
14. また、多くの法域において、オンライン上でこどもを保護する手段として、年齢確認を導入する、あるいは導入を検討している勧告や要件があることにも留意している。我々は、一部のデータ保護機関が既に、年齢確認がプライバシーを保護する方法で設計、開発及び導入されるための指針を提供する取組を行っていることを認識している。これには、「年齢確認に関する共通の国際的アプローチに関する共同声明」⁴や「EDPBによる年齢確認に関する声明」⁵が含まれる。これらの声明は、年齢確認技術が導入される場合には、リスクに基づき、目的に対して必要かつ適切な方法で行われ、プライバシー及びデータ保護の原則に準拠すべきであることが強調されている。

² デジタル環境の子どもに関する OECD 勧告 : [Recommendation of the Council on Children in the Digital Environment](#)

³ 児童の権利に関する条約 : [Convention on the Rights of the Child](#)

⁴ 年齢確認に関する共通の国際的アプローチに関する共同声明 : [Joint Statement on a Common International Approach to Age Assurance](#)

⁵ EDPB による年齢確認に関する声明 : [EDPB Statement on Age Assurance](#)

15. こどもが使用する又はこどもに影響を与える技術の設計、開発及び導入に関する特定の要件は法域によって異なる。しかし、我々は、児童の最善の利益の保護を主要な考慮事項とすることが、責任あるイノベーションの重要要素であることを強調する。

実務におけるプライバシー優先

16. プライバシーを優先的に取り扱うことは、創造的な思考、集中した探求、そして斬新な解決策の機会を提供する。これこそがイノベーションの推進力である。我々G7DPAは、現代技術社会の潜在的な可能性を実現するためには、実用的及び運用可能で、プライバシーを尊重する道のりが常に存在することを踏まえて、責任あるイノベーションを推奨する形で業務を遂行することを目指す。
17. 新しい技術の設計、開発及び導入においてプライバシーを組み込む際には、遵守事項のチェックボックスを一通り満たすことだけに焦点を当てるべきではない。むしろ、その技術が人々に、良い面、悪い面を含め、どのような影響を与えるか、又は与える可能性があるかを意味のある方法で考慮し、特定された弊害を軽減するための適切で創造的な解決策を見つけるべきである。
18. プライバシーを新技術の設計、開発及び導入の各過程において組み込むことを含むプライバシーの優先化は、文脈に応じて異なるステップを含むこととなる。しかしながら、G7DPAは、このプロセスを一貫して支援し、成功へと導くいくつかの重要な項目があると考えられる。それには以下が含まれる。
- 技術の開発や運用において、**個人データの処理が必要かどうか**を判断すること
 - この技術によって生じ又は悪化する可能性のある**プライバシーリスクの査定を定期的に見直し、更新すること**
 - 特定されたリスクを軽減するために、**プライバシー強化技術（PETs）の活用**などを含め、**適切な設計、開発及び導入の決定を行うこと**
 - **プライバシー権の行使**を支援する方法で技術を設計すること
 - **リスク軽減策の有効性を監視し、定期的に再査定すること**
19. 我々は特定の法域で法的に要求されているかどうかに関わらず、プライバシー・バイ・デザインの実践を採用することで、事業者が責任あるイノベーターとして行動することを奨励する。
20. 同時に、我々は、
- 新しい技術に**プライバシーを組み込むことが経済的利益及びイノベーションの推進力**となり得ることを再確認する。
 - こどもが使用し、又はこどもが直面する技術を設計、開発又は導入するに際して、**児童の最善の利益が考慮されることの重要性を強調する。**

- 我々は、各国法の適用を明確にするガイドラインや調査結果の公開を通じて、責任あるイノベーションに尽力する事業者を引き続き支援する。